議案第23号

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

平成29年2月21日提出

守口市長 西 端 勝 樹

守口市手数料条例及び守口市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

(守口市手数料条例の一部改正)

第1条 守口市手数料条例(平成12年守口市条例第3号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第9条まで 略	第1条から第9条まで 略
別表第1から別表第3まで 略	別表第1から別表第3まで 略
別表第4 (第2条関係)	別表第4 (第2条関係)
略	略
略	略
(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請 <u>及び</u> 法第5 5条第1項の変更の認定の申請(<u>認定に係る評価手法</u> <u>の変更に係る</u> ものに限る。)をしようとする者 次の表 の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める金額	(1) 法第53条第1項の規定による認定の申請又は法第5 5条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請を しようとする低炭素建築物新築等計画(法第53条第1 項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下こ の別表において同じ。)の評価方法(低炭素建築物新築 等計画又は認定低炭素建築物新築等計画(法第56条に 規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下こ の別表において同じ。)が法第54条第1項各号に掲げ る基準(以下この別表において「技術的基準」という。)

に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この別表において同じ。)が当該低炭素建築物新築等計画の直近の法第53条第1項の認定若しくは法第55条第1項の変更の認定(以下この別表において「認定等」という。)に係る評価方法と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をしようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

	げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額			
項 区分	金額	項 金額		
<u>認 定</u> の 申 <mark>認定</mark> に係る <u>認定の申請に係る部分</u>		<u>認 定 等 の 認定等</u> に係 床面積の合計		
請をしよ評価手法の床面積の合計		申請 に係る評価方法		
うとする		る建築物 としている としている としている こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん こうしん		
建築物 <u>の</u>				
種別 種別				
1 非住宅建登録住宅性略		1 非住宅建登録住宅性略		
築物 能評価機関		築物 (住宅)能評価機関		
等が <u>法第 54</u>		(人の居等が技術的		
条第1項各		住の用の基準に適合		
号に掲げる		みに供すすると認め		
基準(以下こ				
の号及び第		(共用部		
4号におい		<u>分 を 含</u>		
て「技術的基		<u>む。)以下</u>		

 準」という。) に適合すると認めたもの 略 2 略 3 共同住宅略等 	この別表 において 同じ。) 以外の用途 のみに供する建築 物をいう。 以下この別表において 取 2 略 3 共同住宅略 等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅以外の住宅とないう。以下この別表において。 この別表において。 同じ。)
	4 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住住宅以外

宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以の用途に 下この別表において同じ。) 供する部 分を1の 項の非住 宅建築物 とみなし て認定等 に係る評 価方法の 欄及び床 面積の合 計の欄に 掲げる区 分に応じ それぞれ 右欄に定 める金額 に、住宅 の用途に 供する部 分を2の 項の一戸 建ての住 宅又は3

の項の共 同住宅等 とみなし て認定等 に係る評 価方法の 欄及び床 面積の合 計の欄に 掲げる区 分に応じ それぞれ 右欄に定 める金額 を加算し た額

備考

1 「非住宅建築物」とは、人の居住の用のみに供する 建築物(共用部分を含む。)(以下この表において「住 宅」という。)以外の用途のみに供する建築物をいう。 以下この表において同じ。

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等に係る建築物の部分 の床面積の合計をいう。ただし、法第55条第1項の変 更の認定(認定等に係る建築物の部分の床面積の合計 の増加を含むものに限る。)をする場合にあっては、当 該増加に係る部分の床面積の合計に、当該増加に係る 部分以外の部分の床面積の合計に2分の1を乗じて得 2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同 じ。

3 略

- (1) 非住宅建築物又は住宅の部分及び非住宅建築物の部分を有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)に係る認定の場合 登録住宅性能評価機関(住宅品質確保法第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この表において同じ。)(建築基準法第77条の21第1項に規定する指定確認検査機関に限る。)又は登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この表において同じ。)
- (2) 住宅又は<u>複合建築物の住宅の部分</u>に係る<u>認定</u>の 場合 登録住宅性能評価機関<u>又は登録建築物調査</u> 機関

た面積を加えた面積とする。

2 略

(1) 非住宅建築物に係る<u>認定等</u>の場合 <u>登録建築物</u> エネルギー消費性能判定機関(建築物のエネル ギー消費性能の向上に関する法律(平成 27 年法律 第 53 号)第 15 条第 1 項に規定する登録建築物エ ネルギー消費性能判定機関をいう。以下この表に おいて同じ。)

- (2) <u>一戸建ての</u>住宅又は<u>共同住宅等</u>に係る<u>認定等</u>の 場合 登録住宅性能評価機関<u>(住宅品質確保法第</u> <u>5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をい</u> <u>う。以下この表において同じ。)</u>
- (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物工 ネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住 宅性能評価機関であるもの

4 略

- 5 略
- 6 認定の申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、この表の第1項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に、同表第2項又は第3項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等の部分」と読み替えるものとする。
- (2) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者前号の金額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(認定に係る評価手法の変更に係るものを除く。)については、第4号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

3 略

4 略

(2) 法第54条第2項(法第55条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者前号の金額(法第55条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出(申出をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)については、第4号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

略

備考

1及び2 略

(3) 略

(4) 法第55条第1項の変更の認定の申請をしようとする者 次の表 (認定に係る評価手法の変更に係る場合は、第1号の表) の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		区分				
	認定の申	認定に係る	認定の申請に係る部分			
	請 <u>をしよ</u>	評価手法	の床面積の合計			
	うとする					
	建築物の					
	<u>種別</u>					

1から3まで 略

備考

1及び2 略

3 前号の表の備考4の規定は、この表についても適用する。

(3) 略

(4) 法第55条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする低炭素建築物新築等計画の評価方法が当該低炭素建築物新築等計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

IJ	Į	区分				
	変更の認	変更の認定変更の認定の申請に係				
	定の申請	に係る <u>評価</u> る <u>建築物の</u> 部分の床面				
	に係る建	方法 積の合計				
	築物					

1から3まで 略

4 複合建築物

住宅以外 の用途に 供する部 分を1の

1	
	項の非住
	宅建築物
	とみなし
	て変更の
	認定に係
	る評価方
	法の欄及
	び変更の
	認定の申
	請に係る
	建築物の
	部分の床
	面積の合
	計の欄に
	掲げる区
	分に応じ
	それぞれ
	右欄に定
	める金額
	に、住宅
	の用途に
	供する部
	分を2の
	項の一戸

建ての住 宅又は3 の項の共 同住宅等 とみなし て変更の 認定に係 る評価方 法の欄及 び変更の 認定の申 請に係る 建築物の 部分の床 面積の合 計の欄に 掲げる区 分に応じ それぞれ 右欄に定 める金額 を加算し た額

備考 第1号の表の<u>備考</u>の規定は、この表についても適用 する。

- 備考 第1号の表の<u>備考2から備考4まで</u>の規定は、この 表についても適用する。
- (5) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第46条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る軽微な変更(法第55条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この別表において同じ。)に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		<u>区分</u>	<u>金額</u>
	書面の交付を受け	書面の交付を受けようと	
	ようとする低炭素	する建築物の住宅以外の	
	建築物新築等計画	用途に供する部分の床面	
	の評価方法	積の合計	
1	登録住宅性能評価	5,000 平方メートル未満の	91,600円
	機関等が軽微な変	<u>もの</u>	
	更に該当すると認	5,000 平方メートル以上 1	144,900 円
	めたもの	0,000 平方メートル未満の	
		<u>もの</u>	
		10,000平方メートル以上2	182,900 円
		5,000 平方メートル未満の	

<i>₺の</i>	
25,000平方メートル以上5	228,600円
0,000 平方メートル未満の	
<u>₹0</u>	
	319,900 円
	271, 200 円
	353, 400 円
<u>₹0</u>	
10,000平方メートル以上2	424, 200 円
5,000 平方メートル未満の	
<u>& Ø</u>	
25,000平方メートル以上5	497, 300 円
0,000 平方メートル未満の	
<u>& Ø</u>	
50,000 平方メートル以上	643, 400 円
<u>のもの</u>	
<u>也の5,000 平方メートル未満の</u>	600,000円
<u>もの</u>	
5,000 平方メートル以上 1	738, 500 円
0,000 平方メートル未満の	
	25,000 平方メートル以上5 0,000 平方メートル共満の もの 50,000 平方メートル以上 のもの レ建5,000 平方メートル共満の こよもの 2 5,000 平方メートル以上1 0,000 平方メートル以上2 5,000 平方メートル以上2 5,000 平方メートル以上5 0,000 平方メートル以上5 0,000 平方メートル以上5 0,000 平方メートル以上 もの 50,000 平方メートル以上 もの 50,000 平方メートル以上 のもの 50,000 平方メートル以上

	<u>もの</u>	
	10,000平方メートル以上2	872,400 円
	5,000 平方メートル未満の	
	<u>\$0</u>	
	25,000平方メートル以上5	994, 900 円
	0,000 平方メートル未満の	
	<u>もの</u>	
	50,000 平方メートル以上	1,240,000円
	<u>のもの</u>	

<u>備考</u> 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この 表についても適用する。

(6) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46 条の2に規定する書面の交付(当該書面の交付に係る 軽微な変更に係る低炭素建築物新築等計画の評価方法 が直近の認定低炭素建築物新築等計画の認定等に係る 評価方法と同一である場合に限る。)を受けようとする 者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表 の右欄に定める金額

項	<u>区分</u>	金額
	書面の交付を受書面の交付を受けようとする	
	けようとする低建築物の住宅以外の用途に供	
	炭素建築物新築する部分の床面積の合計	
	等計画の評価方	

法				
1 登卸	禄住宅	已性能評	5,000 平方メートル未満のも	46,400 円
		穿が軽微		
			5,000 平方メートル以上 10,0	73, 100 円
3 d	と認め	たもの	00 平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,	92, 100 円
			000 平方メートル未満のもの	114 000 🖽
			25,000 平方メートル以上 50, 000 平方メートル未満のもの	114,900 円
			50,000 平方メートル以上の	160 600 円
			50,000 カット 170 <u>以上の</u> もの	100,000 1
2 ~	の他	モデル	5,000 平方メートル未満のも	136, 200 円
0	<u>もの</u>	建物法	<u>(0)</u>	
		による	5,000 平方メートル以上 10,0	177, 300 円
		もの	00 平方メートル未満のもの	
			10,000 平方メートル以上 25,	212, 700 円
			000 平方メートル未満のもの	
			25,000 平方メートル以上 50,	<u>249, 200 円</u>
			000 平方メートル未満のもの	222 200 []]
			50,000 平方メートル以上の もの	344,300 円
		その併	500 5,000 平方メートル未満のも	300, 600 円
		<u>のもの</u>		

<u>(5)</u> 略

別表第5 (第2条関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネル ギー消費性能の認定に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この別表において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。

	5,000 平方メートル以上 10,0	369,800 円
	00 平方メートル未満のもの	1
	10,000 平方メートル以上 25,	436,800 円
	000 平方メートル未満のもの	1
	25,000 平方メートル以上 50,	498, 100 円
	000 平方メートル未満のもの	1
	50,000 平方メートル以上の	620,600 円
	₹ <i>0</i>	

<u>備考</u> 第1号の表の備考2から備考4までの規定は、この 表についても適用する。

(7) 略

別表第5 (第2条関係)

建築物エネルギー消費性能適合性判定並びに建築物エネルギー消費性能向上計画及び建築物のエネルギー消費性 能の認定に係る手数料

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この別表において「法」という。)に基づく事務に関し、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める金額の手数料を徴収する。

(1) 法第12条第1項若しくは第13条第2項の建築物工 ネルギー消費性能適合性判定(法第12条第1項に規定 する建築物エネルギー消費性能適合性判定をいう。以

下この別表において「判定」という。)又は第12条第 2項若しくは第13条第3項の非住宅部分に係る部分 の変更を含む変更の判定(以下この別表において「変 更の判定」という。)(変更の判定を受けようとする建 築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条第1項に 規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。 以下この別表において同じ。) に係る建築物の評価方法 (建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物が 法第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能 基準(以下この別表において「消費性能基準」という。) に適合するかどうかの評価の方法をいう。以下この号 及び次号において同じ。) が当該建築物エネルギー消費 性能確保計画の直近の法第 12 条第 1 項若しくは第 13 条第2項の判定若しくは変更の判定(以下この別表に おいて「判定等」という。)に係る建築物の評価方法と 同一でない場合又は判定等に係る建築物の部分の床面 積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)を受け ようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、そ れぞれ同表の右欄に定める金額

項		区分							
	判定等に係る建	床面積の合計							
	築物の評価方法								
1	モデル建物法に	2,000平方メートル未満のも	166, 200 円						

	よるもの	<u></u>	1
			269,000 円
		00 平方メートル未満のもの	
		5,000 平方メートル以上 10,	351, 100 円
		000平方メートル未満のもの	101 000 H
		10,000 平方メートル以上 2	421, 900 円
		5,000平方メートル未満のも の	
		25,000 平方メートル以上 5	495,000 円
		0,000平方メートル未満のも	
		<u>0</u>	
		50,000 平方メートル以上の	641, 100 円
	7 0 11 0 1 0	\$0	410 000 FF
$\frac{2}{2}$	その他のもの	2,000平方メートル未満のも の	<u>418, 900 円</u>
		<u>2,000</u> 平方メートル以上 5,0	597, 700 円
		00 平方メートル未満のもの	
		5,000 平方メートル以上 10,	736, 200 円
		000平方メートル未満のもの	
		10,000 平方メートル以上 2	870, 100 円
		5,000平方メートル未満のも	
		<u>の</u> 25, 000 平方メートル以上 <u>5</u>	992 600 🖽
	1	20,000 <u>+777</u> 177 VX ± 0	<i>552</i> , 600 1

0, 000 平方メートル未満のも	
<u>O</u>	
50,000 平方メートル以上の	1, 237, 700
<u>\$0</u>	<u>円</u>

備考

- 1 「床面積の合計」とは、判定等に係る建築物の部分 の床面積の合計をいう。ただし、変更の判定の申請(判 定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む ものに限る。)をする場合にあっては、当該増加に係る 部分の床面積の合計に、当該増加に係る部分以外の部 分の床面積の合計に2分の1を乗じて得た面積を加え た面積とする。
- 2 「モデル建物法」とは、建築物エネルギー消費性能 基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交 通省令第1号。以下この別表において「省令」という。) 第1条第1項第1号ロの基準に適合することを確認す ることをいう。
- 3 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1 項第3号に定めるところによる。
- (2) 変更の判定(変更の判定を受けようとする建築物工 ネルギー消費性能確保計画に係る建築物の評価方法が 当該建築物エネルギー消費性能確保計画の直近の判定 等に係る建築物の評価方法と同一でない場合及び判定

等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)を受けようとする者又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条に規定する書面の交付を受けようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

	<u> </u>	⊕ <u>∓</u> ну	
項		<u>区分</u>	<u>金額</u>
	変更の判定に係	変更の判定に係る建築物の	
	る建築物又は書	部分又は書面の交付を受け	
	面の交付を受け	ようとする建築物の住宅以	
	ようとする建築	外の用途に供する部分の床	
	物の評価方法	面積の合計	
1	モデル建物法に	5, 000 平方メートル未満のも	135, 100円
	よるもの	<u>0</u>	
		5,000 平方メートル以上 10,	176, 200 円
		000平方メートル未満のもの	
		10,000 平方メートル以上 2	211,600円
		5, 000 平方メートル未満のも	
		<u>0</u>	
		25,000 平方メートル以上 5	248, 100 円
		0, 000 平方メートル未満のも	
		<u>ග</u>	
		50,000 平方メートル以上の	321, 100円

(1) 法第29条第1項の規定による認定の申請及び法第3 1条第1項の変更の認定の申請(<u>認定に係る評価方法</u> の変更に係るものに限る。)をしようとする者 次の表 の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定 める金額

	<u>.</u>		
		<u>もの</u>	
2	その他のもの	5,000平方メートル未満のも	299, 500 円
		<u>0</u>	
		5,000 平方メートル以上 10,	368,700 円
		000平方メートル未満のもの	
		10,000 平方メートル以上 2	<u>435, 700 円</u>
		5,000平方メートル未満のも	
		<u>0</u>	
		25,000 平方メートル以上 5	496,900 円
		0,000平方メートル未満のも	
		<u>ග</u>	
		50,000 平方メートル以上の	619,500円
		<u>もの</u>	

<u>備考</u> <u>前号の表の備考2及び備考3の規定は、この表につ</u>いても適用する。

(3) 法第29条第1項の規定による認定の申請又は法第3 1条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請を しようとする建築物エネルギー消費性能向上計画(法 第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能 向上計画をいう。以下この別表において同じ。)の評価 方法(建築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建 築物エネルギー消費性能向上計画又は認定建 変物エネルギー消費性能向上計画をいう。以 る認定建築物エネルギー消費性能向上計画をいう。以 項 区分 金額 認定の申請を認定に係る評価 認定の申請に係 しようとする手法 る部分の床面積 建築物の種別 の合計 1 非住宅建築物登録住宅性能評略 価機関等が法第3 0条第1項各号に 掲げる基準(以下 この号及び第4 号において「性能 向上基準」とい う。)に適合する

下この別表において同じ。)が法第30条第1項各号に 掲げる基準(以下この別表において「性能向上基準」 という。)に適合するかどうかの評価の方法をいう。以 下この号から第8号までにおいて同じ。)が当該建築物 エネルギー消費性能向上計画の直近の法第29条第1 項の認定若しくは法第31条第1項の変更の認定(以下 この別表において「認定等」という。)に係る評価方法 と同一でない場合又は認定等に係る建築物の部分の床 面積の合計の増加を含む場合に係るものに限る。)をし ようとする者 次の表の中欄に掲げる区分に応じ、そ れぞれ同表の右欄に定める金額

項		金額		
	認定等の申請	<u>認定等</u> に係る <u>評</u>	床面積の合計	
	に係る建築物	<u>価方法</u>		
1	非住宅建築物	登録住宅性能評	略	
	(住宅(人の	価機関等が性能		
	居住の用のみ	向上基準に適合		
	に供する建築	すると認めたも		
	物(共用部分	の		
	を含む。)以下			
	この別表にお			
	いて同じ。) 以			

と認めたもの 略 3 共同住宅等略	外の用途のみに供する建築物をいう。以下この別表において同じ。) おいて同じ。) 略 3 共同住宅等略(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅と以外の住宅をいう。以下この別表において同じ。) 4 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住住宅以外宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。以の用途に下この別表において同じ。) 4 複合建築物(住宅以外の用途に供する部分及び住住宅以外宅の用途に出する部分を1の項の非住宅建築物とみなして認定等に係る評価方法の
-------------------------------	--

欄及び床 面積の合 計の欄に 掲げる区 分に応じ それぞれ 右欄に定 める金額 に、住宅 の用途に 供する部 分を2の 項の一戸 建ての住 宅又は3 の項の共 同住宅等 とみなし て認定等 に係る評 価方法の 欄及び床 面積の合 計の欄に

掲げる区 分に応じ それ 欄に定 め か 加 を 加 た 額

備考

1 「非住宅建築物」とは、人の居住の用のみに供する 建築物(共用部分を含む。)(以下この表において「住 宅」という。)以外の用途のみに供する建築物をいう。 以下この表において同じ。

2 「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸 建ての住宅以外の住宅をいう。以下この表において同 じ。

<u>3</u> 略

(1) 非住宅建築物<u>又は住宅の部分及び非住宅建築物</u>の部分を有する建築物(以下この表において「複合建築物」という。)に係る<u>認定</u>の場合 登録建築物調査機関(エネルギーの使用の合理化等に関す

備考

1 「床面積の合計」とは、認定等の申請に係る部分の 床面積の合計をいう。ただし、法第31条第1項の変更 の認定の申請(認定等に係る建築物の部分の床面積の 合計の増加を含むものに限る。)をする場合にあって は、当該増加に係る建築物の部分の床面積の合計に、 当該増加に係る部分以外の部分の床面積の合計に2分 の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。

2 略

(1) 非住宅建築物に係る<u>認定等</u>の場合 <u>登録建築物</u> エネルギー消費性能判定機関(法第15条第1項に 規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関 をいう。以下この表において同じ。)

- <u>る法律第76条第1項に規定する登録建築物調査</u>機関をいう。以下この表において同じ。)
- (2) 住宅又は<u>複合建築物の住宅の部分</u>に係る<u>認定</u>の 場合 登録住宅性能評価機関(住宅品質確保法第 5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をい う。)又は登録建築物調査機関

- 4 「モデル建物法によるもの」とは、建築物エネルギー 消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省 令・国土交通省令第1号(以下この号、第4号及び第 5号において「省令」という。))第8条第1号イ(2) 及びロ(2)に定める基準により評価したものをいう。
- 5 床面積の算定方法は、建築基準法施行令第2条第1 項第3号に定めるところによる。
- 6 認定の申請をしようとする建築物が複合建築物の場合の手数料は、この表の第1項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額に、同表第2項又は第3項の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額を加算するものとする。この場合において、同表中「非住宅建築物」とあるのは「複合建築物の非住宅建築物の部分」と、「一戸建ての住宅」

- (2) <u>一戸建ての</u>住宅又は<u>共同住宅等</u>に係る<u>認定等</u>の 場合 登録住宅性能評価機関(住宅品質確保法第 5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をい う。以下この表において同じ。)
- (3) 複合建築物に係る認定等の場合 登録建築物工 ネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住 宅性能評価機関であるもの
- 3 「モデル建物法」とは、<u>省令第10条</u>第1号イ(2) 及び<u>同号</u>ロ(2)<u>の基準に適合することを確認すること</u> をいう。
- <u>4</u> 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適 用する。

とあるのは「複合建築物の一戸建ての住宅の部分」と、 「共同住宅等」とあるのは「複合建築物の共同住宅等 の部分」と読み替えるものとする。

(2) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者前号の金額(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(認定に係る評価手法の変更に係るものを除く。)については、第4号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考

1及び2 略

(3) 略

略

備考 略

(4) 法第30条第2項(法第31条第2項において準用する場合を含む。)の規定による申出をしようとする者前号の金額(法第31条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出(申出をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)については、第6号の金額)のほか、次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

略

備考

- 1及び2 略
- <u>3</u> 第1号の表の備考3の規定は、この表についても適 用する。
- (5) 略

略

備考 略

(4) 法第31条第1項の変更の認定の申請をしようとする者 次の表 (認定に係る評価手法の変更に係る場合は、第1号の表) の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項		区分							
	認定の申	認定に係る	認定の申請に係る部分						
	請 <u>をしよ</u>	評価手法	の床面積の合計						
	うとする								
	建 築 物 <u>の</u>								
	<u>種別</u>								

1から3まで 略

(6) 法第31条第1項の変更の認定の申請(変更の認定の申請をしようとする建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が当該建築物エネルギー消費性能向上計画の直近の認定等に係る評価方法と同一でない場合及び認定等に係る建築物の部分の床面積の合計の増加を含む場合に係るものを除く。)をしようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項								X	分	金額
	変更	<i>(</i>)	認	変	更	0)	認	定	<u>変更の</u> 認定の申請に係	
	定の	申	請	に	係	る	<u>評</u>	価	る <u>建築物の</u> 部分の床面	
	に係	る	建	方法	去				積の合計	
	築物									

1から3まで 略

4 複合建築物

住宅以外の用途に供する部分を1の事住宅建築物とみ変更の

認定に係 る評価方 法の欄及 び変更の 認定の申 請に係る 建築物の 部分の床 面積の合 計の欄に 掲げる区 分に応じ それぞれ 右欄に定 める金額 に、住宅 の用途に 供する部 分を2の 項の一戸 建ての住 宅又は3 の項の共 同住宅等

とみなし て変更の 認定に係 る評価方 法の欄及 び変更の 認定の申 請に係る 建築物の 部分の床 面積の合 計の欄に 掲げる区 分に応じ それぞれ 右欄に定 める金額 を加算し た額

備考 第1号の表の<u>備考</u>の規定は、この表についても適用 する。 備考 第1号の表の<u>備考3並びに第3号の表の備考2及び</u> <u>備考3</u>の規定は、この表についても適用する。

(7) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施 行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付

に係る軽微な変更(法第31条第1項に規定する軽微な変更をいう。以下この別表において同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場合を除く。)を受けようとする者次の表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

	項		<u>区分</u>	<u>金額</u>
		書面の交付を受け	書面の交付を受けようと	
		ようとする建築物	する建築物の住宅以外の	
		エネルギー消費性	用途に供する部分の床面	
		能向上計画の評価	積の合計	
		<u>方法</u>		
	1	登録住宅性能評価	5,000 平方メートル未満の	91,600円
		機関等が軽微な変		
		更に該当すると認	5,000 平方メートル以上 1	144,900 円
		めたもの	0,000 平方メートル未満の	
			<u>もの</u>	
			10,000平方メートル以上2	182,900円
			5,000 平方メートル未満の	
			<u>もの</u>	
			25,000平方メートル以上5	228,600円
			0,000 平方メートル未満の	
•				

	<u>& Ø</u>	
	50,000 平方メートル以上	319,900円
	<u>のもの</u>	
	建5,000 平方メートル未満の	269,000円
のもの 物法に		
るもの		351, 100 円
	0,000 平方メートル未満の	
	<u>もの</u>	
	10,000平方メートル以上2	421,900 円
	5,000 平方メートル未満の	
	<u>もの</u>	
	25,000平方メートル以上5	495,000 円
	0,000 平方メートル未満の	
	<u>もの</u>	
	50,000 平方メートル以上	641, 100 円
	<u>のもの</u>	
その他	の5,000 平方メートル未満の	597, 700 円
<u>もの</u>	<u>もの</u>	
	5,000 平方メートル以上 1	736, 200 円
	0,000 平方メートル未満の	
	<u>\$0</u>	
	10,000平方メートル以上2	870, 100 円
	5,000 平方メートル未満の	

	<u>もの</u>	
	25,000平方メートル以上5	992,600円
	0,000 平方メートル未満の	
	<u>もの</u>	
	50,000 平方メートル以上	1, 237, 700円
	<u>のもの</u>	

<u>備考</u> 第1号の表の備考3並びに第3号の表の備考2及び 備考3の規定は、この表についても適用する。

(8) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施 行規則第29条に規定する書面の交付(当該書面の交付 に係る軽微な変更に係る建築物エネルギー消費性能向 上計画の評価方法が直近の認定建築物エネルギー消費 性能向上計画の認定等に係る評価方法と同一である場 合に限る。)を受けようとする者 次の表の中欄に掲げ る区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額

項	区分	金額
	書面の交付を受書面の交付を受けようとする	
	けようとする建建築物の住宅以外の用途に供	
	築物エネルギーする部分の床面積の合計	
	消費性能向上計	
	画の評価方法	
1	登録住宅性能評5,000平方メートル未満のも	46,400 円
	価機関等が軽微 の	

1 /2	亦重力	- 該业	-}-	5 000 TEH 2 2 2 2 2 1 1 1 0 0	70 100 H
		<u>- </u> たもの		5,000 平方メートル以上 10,0	73, 100 円
(a)	<u>C più (4)</u>	1000		00 平方メートル未満のもの	
				10,000 平方メートル以上 25,	92,100円
				000 平方メートル未満のもの	
				25,000 平方メートル以上 50,	114,900 円
				000 平方メートル未満のもの	
				50,000 平方メートル以上の	160,600 円
				も の	
2 7	の他	モデ	ル	 5,000 平方メートル未満のも	135, 100 円
の	もの	建物	法	の	
		によ	る	 5, 000 平方メートル以上 10, 0	176, 200 円
		もの		00 平方メートル未満のもの	, ,
				10,000 平方メートル以上 25,	211,600 円
				000 平方メートル未満のもの	211,000 3
				25,000 平方メートル以上 50,	248 100 円
				000 平方メートル未満のもの	210, 100 1
				50,000 平方メートル以上の	321 100 田
				50,000 <u>十カケードル以上の</u> もの	521, 100 1
		マ の	(H1	- 500 5,000 平方メートル未満のも	200 500 III
		_		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	∠99, 500 □
		のもの	_	<u>0</u>	0.00 500 111
				<u>5,000 平方メートル以上 10,0</u>	368, 700 円
				00 平方メートル未満のもの	1
				10,000 平方メートル以上 25,	435, 700 円

<u>(5)</u> 略	000 平方メートル未満のもの 25,000 平方メートル以上 50,49 000 平方メートル以上 50,49 000 平方メートル以上の61 50,000 平方メートル以上の61 もの 備考 第1号の表の備考 3 並びに第3号の表の備 備考3の規定は、この表についても適用する。 (9) 略	9,500円
項 区分 金額 認 定 の 申認定に係る評価手法 略	項 区分 認 定 の 申 認定に係る <u>評価方法</u> 略	金額
請をしよ	請をしよ	
うとする 建築物 <u>の</u>	うとする 建築物	
<u>種別</u>		
1 非住宅建登録住宅性能評価機略	1 非住宅建登録住宅性能評価機略	
築物 関等が 3 4 5 5 7 8 7 7 8 7 8 7 8 7 8 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 8 9 9 8 9 9 8 9 9 8 9 9 9 8 9 9 8 9 9 8 9 9 9 9 8 9<	築物 関等が消費性能基準	
号に規定する建築物 エネルギー消費性能	に適合すると認めた もの又は適合判定通	
基準(以下この号に	知書等により消費性	
おいて「消費性能基	能基準に適合するこ	
<u> </u>	とが確認できるもの	
すると認めたもの		
略		

2及び3 略	2及び3 略	
	<u>4 複合建築物</u>	住宅以外
		の用途に
		供する部
		分を1の
		項の非住
		宅建築物
		とみなし
		て認定に
		係る評価
		方法の欄
		及び認定
		の申請に
		係る部分
		の床面積
		の合計の
		欄に掲げ
		る区分に
		応じそれ
		ぞれ右欄
		に定める
		金額に、
		住宅の用
		途に供す

る部分を 2の項の 一戸建て の住宅又 は3の項 の共同住 宅等とみ なして認 定に係る 評価方法 の欄及び 認定の申 請に係る 部分の床 面積の合 計の欄に 掲げる区 分に応じ それぞれ 右欄に定 める金額 を加算し た額

備考

備考

- 1 第1号の<u>備考1から3まで、5及び6</u>の規定は、こ の表についても適用する。
- 2 「モデル建物法によるもの」とは、省令第1条第1 項第1号ロに定める基準により評価したものをいう。
- 3 「仕様基準によるもの」とは、認定の申請をしようとする建築物のうち住宅部分全てを、住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266号)により評価したものをいう。

- 1 第1号の<u>表の備考2及び備考3並びに第3号の表の</u> 備考2の規定は、この表についても適用する。
- 2 <u>「認定に係る評価方法」とは、認定の申請をしようとする建築物が消費性能基準に適合するかどうかの評</u> 価の方法をいう。
- 3 「適合判定通知書等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 法第12条第6項に規定する適合判定通知書及 び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又 は第18条第18項に規定する検査済証(以下この 別表において「検査済証」という。)
- (2) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法 律施行規則第 25 条の規定による建築物エネル ギー消費性能向上計画の認定の通知に係る書面及 び検査済証
- (3) 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 43条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画 の認定の通知及び検査済証
- 4 略
- 5 「仕様基準」とは、住宅部分の外壁、窓等を通して

	の熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準(平成28年国土交通省告示第266日)に関する基準(平成28年国土交通省告示第266日)に関する基準には家の円冷に供する今での部分
(6) 略	<u>号)に規定する基準に住宅の用途に供する全ての部分が適合することを確認することをいう。</u> (10) 略
以下略	以下略

(守口市建築基準法施行条例の一部改正)

第2条 守口市建築基準法施行条例(平成12年守口市条例第10号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条から第4条の2まで 略	第1条から第4条の2まで 略
(確認、検査等の手数料)	(確認、検査等の手数料)
第5条 略	第5条 略
2から7まで 略	2から7まで 略
	8 法第7条第1項の規定による完了検査の申請(当該申請
	に係る建築物の工事が建築物のエネルギー消費性能の向上
	に関する法律(平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省工
	ネルギー法」という。) 第 11 条第 1 項に規定する特定建築

行為である場合に限る。)又は法第 18 条第 16 項の規定による通知(当該通知に係る建築物の工事が建築物省エネルギー法第 11 条第 1 項に規定する特定建築行為である場合に限る。)をしようとする者は、第 3 項及び第 6 項の金額のほか、建築物ごとに次の表の中欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める金額の手数料を納めなければならない。

<u>項</u>	<u>床面積の合計</u>	<u>金額</u>
1	2, 000 平方メートル未満のもの	<u>112,800 円</u>
2	2, 000 平方メートル以上 5, 000 平方メート	181,300円
	ル未満のもの	
3	5, 000 平方メートル以上 10, 000 平方メー	235, 400 円
	トル未満のもの	
4	10,000平方メートル以上25,000平方メー	282,500 円
	トル未満のもの	
<u>5</u>	25, 000 平方メートル以上 50, 000 平方メー	331,500 円
	トル未満のもの	
6	50,000 平方メートル以上のもの	428, 100 円

備考 「床面積の合計」とは、建築物省エネルギー法第2 条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適 合させなければならない建築物の部分の床面積の合計を いう。ただし、建築物の増築をする場合(増築後に既存 の建築物と当該増築に係る部分が1の建築物となる場合

	に限る。)において、都市の低炭素化の促進に関する法律 (平成24年法律第84号)第55条第1項又は建築物省エネルギー法第31条第1項の変更の認定を受け、かつ、当該認定を同法第12条第3項の通知書の交付を受けたものとみなしたときは、当該増築に係る部分の床面積の合計に2
8 略	<u>分の1を乗じて得た面積を加えた面積とする。</u> <u>9</u> 略
<u>9</u> 略	<u>10</u> 略
以下 略	以下 略

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の目前に改正前の守口市手数料条例(以下「旧条例」という。)別表第4第1号の表の備考3又は別表第5第1号の表の備考3に規定する登録住宅性能評価機関等が旧条例別表第4第1号の表1の項に規定する技術的基準又は旧条例別表第5第1号の表1の項に規定する性能向上基準若しくは同表第5号の表1の項に規定する消費性能基準に適合すると認めた都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画若しくは同法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第29条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは同法第32条に規定する認定建築物エネルギー消費性能向上計画若しくは建築物は、それぞれ改正後の守口市手数料条例(以下「新条例」という。)別表第4第1号の表の備考2又は別表第5第3号の表の備考2に規定する登録住宅性能評価機関等が新条例別表第4第1号に規定する技術的基準又は新条例別表第5第3号に規定する性能向上基準若しくは同表第1号に規定する消費性能基準に適

合すると認めたものとみなして、新条例別表第4第1号若しくは第4号又は別表第5第3号、第6号若しくは第9号の表を 適用する。